API 連携サービス利用規定

第1条(サービスの内容)

- 1. 本規定において、API 連携サービスとは、当社の円普通預金口座を保有しているお客さま向けに提供しているバンキングサービスの全部または一部を、外部の事業者(以下「API 接続業者」といいます。)が提供するサービスと連携させることが可能となるサービスをいいます。
- 2. お客さまが利用することのできる API 連携サービスは、以下の各号に掲げるものとします。
 - (1) 参照系 API サービス

お客さまの口座残高や入出金明細等の口座内容やお取引に関する情報を、API接続業者が提供しているサービスを介して、お客さまに提供されるサービスをいいます。

(2) 更新系 API サービス

お客さまの口座において、振込みや振替等のお取引を、API接続事業者が提供しているサービスを介して、お客さまが行うことができるサービスをいいます。

3. API 連携サービスにおいては、当社所定の手数料のほか、API 接続業者が定める手数料の支払いが必要となる場合があります。

第2条(サービスの利用開始)

お客さまが API 連携サービスの利用の開始するためには、あらかじめ API 接続業者のサービスの利用に係る契約の申込を、お客さまご自身の判断によって当該 API 接続業者に行うものとします。

第3条(アクセス許可)

- 1. お客さまは、API 連携サービスを利用するために必要となる権限を、API 接続業者に付与する(以下「アクセス許可」といいます。)ために、当社所定の本人確認方法による確認を受ける必要があります。
- 2. 前項の本人確認を行った後、当社はアクセス許可のために必要となる認証キー(以下「アクセストークン」といいます。)を発行し、API接続業者に付与します。
- 3. アクセストークンの有効期間は、お客さまがアクセス許可を行った日から 30 日間有効とします。ただし、アクセストークンの有効期間内に、当該アクセストークンを用いたAPI連携サービスの利用が、当社所定の方法により確認された場合には、当該アクセストークンの有効期間は当該確認がなされた日から更に 30 日間延長されるものとします。
- 4. アクセストークンの付与以降は、当該アクセストークンの有効期間内において、API接続事業者から当該アクセストークンを利用したアクセスがなされたものと当社所定の

方法により確認できる限り、当社の他の規定に定める本人確認方法にかかわらず、正当な権限を有する者によって真実かつ正確に API 連携サービスが利用されたものとみなします。この場合において、アクセストークンの偽造、変造、盗用、不正利用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

5. お客さまは、アクセストークンの有効期間が経過した後は、当該アクセストークンを用いて API 連携サービスを利用することができなくなるものとします。お客さまが再度アクセス許可をご希望の場合は、第 1 項の方法による本人確認を受け、アクセストークンの再発行を行うものとします。

第4条(お客さまの義務)

- 1. お客さまは、API 接続業者以外の第三者がアクセストークンを管理または利用させることがないようにするものとします。
- 2. お客さまは、アクセストークンを第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分およびそ の他の利用権限を付与してならないものとします。
- 3. お客さまは、アクセストークンを用いて第三者が API 連携サービスを利用しないように、また、API 接続業者がお客さまの意思に反してアクセストークンを用いて API 連携サービスを利用しないように、お客さまの責任において、お客さま自身または API 接続業者をしてトークンを厳重に管理し、または管理させるものとします。

第5条(情報開示等にかかる同意)

- 1. お客さまは、API 連携サービスの利用により、お客さまの情報、口座情報およびこれに 関連する情報が API 接続業者に開示・提供されることについて、あらかじめ同意する ものとします。
- 2. お客さまは、API 連携サービスを利用するにあたり、以下の事項を理解し、同意するものとします。
 - (1) API 接続業者が提供するサービスの利用に必要となる認証情報等が漏洩し、当該サービスを介して不正なアクセスがなされ、または API 連携業者のシステム障害等に起因して当該システムが不正な動作をすることにより、お客さまの情報の流出や口座の不正な操作がなされるリスクがあること
 - (2) API 接続業者の提供するサービスとの接続システムへの不正アクセスまたは認証 情報の流出、偽造・変造等により、お客さまの情報流出等が生じるリスクがあるこ と
 - (3) API 接続業者の故意または過失のある行為によって、お客さまに損害が生じまたは 損害が生じる可能性のある状況におかれるリスクがあること

第6条(免責事項)

- 1. 当社は、API 接続業者が提供するサービスに対し、サービスの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果の正確性、適格性、信頼性、適時性を有することの保証を行うものではありません。また、API 接続業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であること、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないことの保証を行うものではありません。
- 2. 当社は、API 連携サービスにおいて、技術上の理由またはセキュリティ上の理由等により、お客さまに事前に通知することなく、API サービスの全部または一部を一時的に制限、停止する場合があります。
- 3. API 接続業者が提供しているサービスは、当社のサービスとは独立した別のサービスであり、当該サービスの利用または利用できなかったことによって生じた損害等については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 4. API 接続サービスの利用に関し、不正アクセス、情報流出等が生じたことによって生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 5. 前 2 項による損害が生じた場合、その損害賠償の請求は API 接続事業者に対して行う ものとします。

第7条(API連携サービスの終了)

- 1. お客さまが、API 連携サービスの利用終了を希望する場合、API 接続業者に対して、当該サービスの利用契約の解除または利用停止の申込み等を行うものとします。この場合において、当社が当社所定の方法により当該サービスの利用契約の解除または利用停止の申込み等を確認するまでの間、当社は、当該サービスの利用が有効に存続し、またはサービスが利用停止されることなく継続しているものとみなして、API 連携サービスの提供を継続することができるものとし、これによってお客さまに生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 2. お客さまが当社における円普通預金口座を解約した場合、または当社の他に定める規定に反することを理由として、お客さまの円普通預金口座またはその他のサービスの利用を停止・解除した場合、API連携サービスも当然に終了するものとします。この場合において、これによってお客さまに生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。
- 3. 当社は、API 接続業者との間で API 連携サービスの内容を変更し、または API 連携の 停止・終了をすることがあります。この場合、お客さまは当該 API 接続業者に係る API 接続サービスの利用を終了するものとし、当該変更または停止・終了によって生じた損害については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第8条(法人・個人事業主のお客さまにおける特例)

- 1. 法人および個人事業主のお客さまは、当社所定の API 接続業者との間で更新系サービスを利用する場合において、当社所定の方法によりお客さまが選択することにより、当社所定の取引パスワードおよびその他の認証方法を入力または利用することなく、振込および総合振込その他の資金移動を伴うお取引を行うことができます(以下「リスクベース認証」といいます。)。
- 2. 前項に定めるリスクベース認証の利用については、お客さまご自身の判断と責任によって行うものとします。
- 3. リスクベース認証をご利用の場合、当社が定める「口座不正使用補てん規定(事業者のお客さま)」の規定は適用されないものとします。

第9条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社ウェブサイト上に掲示します。

第10条(規定の変更)

当社は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他合理的な理由により、本規定の変更をする必要性が生じた場合には、本規定の内容を民法その他の法令の規定に従い変更する場合があります。その場合には、当社は変更日及び変更内容を当社所定の方法により通知することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

以上

(2020年4月1日現在)